



森本防衛大臣と佐喜眞宜野湾市長



森本防衛大臣と仲井眞県知事



関係自治体との意見交換

目次

CONTENT

有識者研究会現地視察について	2
米軍再編に係るグアム等への航空機の訓練移転	3
金武レッド・ビーチ訓練場の一部土地の返還（金武バイパス用地）	3
MV-22オスプレイの配備について	4
第16・17回防衛セミナー開催	6
防衛施設周辺対策事業	7
県道104号線越え実弾射撃訓練の分散・実施への取組み	8
金武出張所だより	8
AAFE Sにおける高齢従業員の週所定勤務時間制の引下げ問題	10
一部新聞報道に対する申入れについて	11
平成23年度沖縄防衛局優秀工事等顕彰式の実施	11
旧泡瀬ゴルフ場（キャンプ瑞慶覧の一部）の土地の引き渡しについて	12
告示後住宅の防音工事について	12
お知らせ	12

六月四日に発足した野田再改造内閣において、第十一代防衛大臣に航空自衛隊出身の森本敏氏（拓殖大学院教授）が就任しました。

森本防衛大臣は六月三十日と七月一日の両日、大臣就任後初めて沖縄県を訪れ、MV-22オスプレイ配備計画に係る説明と意見を伺うため、佐喜眞宜野湾市長及び仲井眞県知事と会談し、その後、オスプレイ配備関係自治体とMV-22オスプレイ配備計画についての意見交換をしました。

そのほか、航空自衛隊那覇基地の視察、国立戦没者墓苑での献花、トラック四軍調整官との会談を行いました。

有識者研究会現地視察について

去る6月15日、普天間飛行場代替施設に係る環境影響評価に関する有識者研究会の委員による現地視察が、普天間飛行場及びキャンプ・シュワブ陸域、海域において行われました。現地視察の内容は以下のとおりです。

○普天間飛行場

飛行場地区の視察及び沖縄防衛局より施設概要の説明

○キャンプ・シュワブ

沖縄防衛局より代替施設事業の概要の説明

辺野古崎及び周辺の海岸、美謝川河口部の踏査

大浦湾のサンゴ群生、嘉陽沖の藻場等を船上及び潜水により観察

今回の現地視察の結果は、今後の有識者研究会の討議に活かされ、有識者の方々の専門的・科学的観点からの助言に反映されるものであることから、沖縄防衛局では、本研究会を通じていただいた様々な助言を踏まえて、環境影響評価書の補正作業を適正かつ迅速に行うよう努めてまいります。

※参加メンバー（五十音順）

- | | | |
|-----------|------------|-----------------------------|
| いけだ しゅんすけ | 池田 俊介 | 東京工業大学名誉教授 |
| かやね はじめ | 茅根 創（座長代理） | 東京大学大学院理学系研究科教授 |
| ご か こういち | 五箇 公一 | （独）国立環境研究所生物・生態系研究センター主席研究員 |
| なかむら よしゆき | 中村 由行（座長） | （独）港湾空港技術研究所研究主監 |
| ほら たけし | 原 武史 | （社）全国水産技術者協会理事長 |
| まつだ ひろゆき | 松田 裕之 | 横浜国立大学大学院環境情報研究院教授 |



普天間飛行場での視察状況



海上視察状況

有識者研究会は、評価書の補正を行うに当たって、防衛本省において防衛大臣の下に自然環境や生活環境の有識者からなる研究会を開催し、専門的助言を得ることにより、事業者である沖縄防衛局が実施する補正作業を適切かつ迅速に進めていくことを目的としたものです。

米軍再編に係るグアム等への航空機の訓練移転

米軍再編に係るグアム等への航空機の訓練移転は、平成22年5月28日の「2+2」共同発表に基づく、嘉手納飛行場における更なる騒音軽減に資する措置であり、本年5月14日から6月8日までの26日間、嘉手納飛行場で実施予定であった岩国飛行場所属の航空機による訓練をグアム等へ移転して実施しました。(訓練規模：F A-18×20機、空中給油機×4機等、人員約600名程度)

○訓練移転期間中における騒音発生状況 (WECPNL※)

当局は、嘉手納飛行場周辺の14ヶ所で航空機騒音自動測定装置を設置して騒音測定を実施しており、下表は、そのうち最も騒音の激しい滑走路両端の訓練移転期間中における騒音の発生状況です。

	騒音測定場所	
	滑走路国道側	滑走路県道側
訓練移転期間 ^注 平成24年5月11日～6月11日	87.9W	86.9W
平成23年度	90.0W	91.9W
平成18年度(訓練移転開始前)	94.0W	94.2W

※WECPNLは、「Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level」(加重等価継続感覚騒音レベル)の略で、音響の強度(dB(A):デシベル)、頻度、継続時間、発生時間帯などの諸要素により、多数の航空機から受ける騒音の総量(総暴露量)を1日の平均として総合的に評価する基準で、ICAO(国際民間航空機構)で提案された航空機騒音の「うるささ」を表す単位のこと。

注：訓練移転期間とは、訓練移転参加戦闘機等が所属基地を出発した日から所属基地に帰還した日までの期間である。

○目視調査^注による訓練移転期間中における外来機と考えられる航空機の1日当たりの平均離着陸等回数

	戦闘機	戦闘機以外	合計
訓練移転期間 平成24年5月11日～6月11日	4.7回	11.9回	16.6回
平成23年度	13.2回	16.0回	29.2回

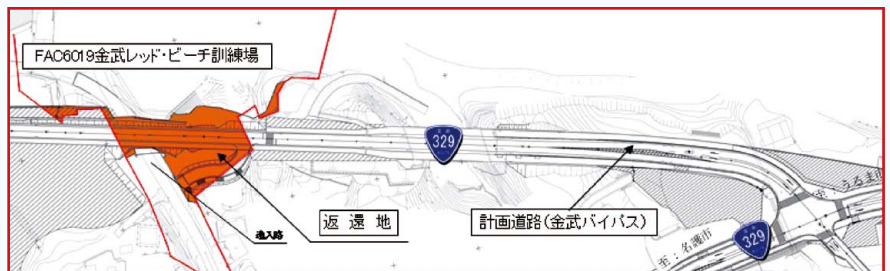
注：目視調査は、午前6時から午後6時まで実施している。

当局としては、これまでの国内の訓練移転に加え、グアム等への訓練移転の回数を重ね、今後とも、嘉手納飛行場周辺の騒音軽減に努めてまいりたいと考えています。

金武レッド・ビーチ訓練場の一部土地の返還(金武バイパス用地)

朝夕の通勤時や観光シーズンの渋滞緩和を図るため、国道329号バイパス(金武バイパス)の整備が進められております。

この金武バイパスの一部区間整備に当たっては、金武レッド・ビーチ訓練場の一部土地の返還が必要であることから、平成12年4月、沖縄総合事務局からの返還要請を受け、当局は米側との調整に努めてまいりました。その結果、平成23年7月の日米合同委員会で返還が合意され、本年6月15日に当該施設・区域の一部土地(約2,600㎡)の返還が実現し、7月27日に金武町字金武浜田原~金武町字金武渡慶頭原間(延長1.0km)が開通しました。



普天間飛行場へのMV-22の配備に係る環境レビューについて

米国政府は、普天間飛行場にMV-22を配備し、日本で運用することによる環境への影響を検討するため、環境レビューを実施しました。

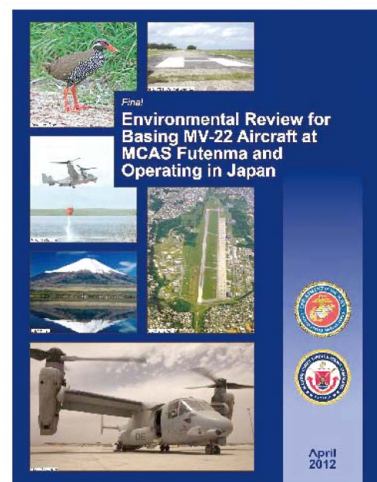
環境レビューとは、米国大統領令及び米国防省指令に基づき、米国外での活動による環境への影響を分析するために行われるものです。

MV-22の配備される普天間飛行場及びその周辺地域に加えて、MV-22が訓練を行う中部・北部訓練場や伊江島訓練施設等も環境レビューの対象となっています。

また、MV-22を運用する可能性のある岩国飛行場やキャンプ富士等日本本土の米軍施設等や空域に対する影響も、環境レビューの対象に含まれています。

環境レビューにおいては、これらの場所における飛行場/空域、騒音、土地利用、大気質、安全性、生物資源、文化資源、地質/土壌及び水資源に対する影響について分析し、一部の着陸帯における保護鳥類2種に影響を与える可能性があることを除き、影響は全体として最小限であるとされており。

(鳥類については調査を続け、必要な場合には緩和措置をとることとされています。)



MV-22配備に係る沖縄県等からの質問への追加回答について

2012年(平成24年)の遅くから第三海兵機動展開部隊のCH-46をMV-22に換装する方針である旨の米国防省の発表に関して、昨年6月24日に沖縄県知事及び宜野湾市長の連名による防衛大臣あての質問書をいただきました。

これを受けて防衛省は、米側と様々なレベルで協議を行い、米側からの説明を基に回答を取りまとめ、同年9月1日及び同年12月20日に沖縄県知事及び宜野湾市長職務代理者(宜野湾市副市長)に回答を行いました。更に上記環境レビューから得られた情報を基に平成24年6月13日に沖縄県知事及び宜野湾市に対し追加の回答を行うとともに、あわせて関連する自治体等に対しても回答内容を説明しました。

防衛省としては、今回の追加回答にとどまらず、引き続き詳細な情報の把握に努めるとともに、得られた情報については、丁寧に説明していきたいと考えています。

今回の追加回答の主な内容は以下のとおりです。

(質問)

- 市街地の中心にある普天間飛行場へのMV-22配備において、特に考慮した安全管理の具体策があれば、ご説明いただきたい。

(回答)

- 米海兵隊としては、普天間飛行場に限らず、どこの飛行場においても、またMV-22に限らず、どの航空機においても徹底した安全管理を行っている旨米側から説明を受けている。
- また、環境レビューでは、普天間飛行場における安全性の評価に関し、
 - ・ 換装されるCH-46とは異なり、MV-22を操縦するパイロットは広範囲でシミュレータを使用することとなり、このシミュレータは飛行運用の全ての面における訓練を提供し、徹底したシミュレータ訓練により、パイロットのミスによる事故に関連したリスクは最小限になること
 - ・ バードストライクは、人口密度の高い区域で航空機が墜落した場合に地元の住民へ損害を与える可能性があることから安全上の懸念であり、米海兵隊は、普天間飛行場におけるバードストライク事故計画を作成し、警報システムを運用するなど、積極的及び継続的な取組を引き続き維持すること

などが記載されており、引き続き徹底した安全管理が行われると認識している。

(質 問)

○ 政府は、普天間飛行場、キャンプ・ハンセン、北部訓練場などにおいて、MV-22配備によって生じるであろう騒音や環境への影響について、事前に調査する予定はあるか、政府の認識を伺いたい。

(回 答)

○ 政府としては、MV-22配備によって生じるであろう騒音や環境への影響について、できる限り事前調査等を行うことに努めてきたところである。

○ これまでに、普天間飛行場周辺の騒音の変化の分析や、下降気流の自然環境や県道70号線への影響の分析、また、MV-22のホバリング時やエンジンテスト時の騒音データを米国において収集するなど、政府自ら、種々の事前調査等を行ってきたところであり、その結果については、これまでの回答において既にお示したところである。

○ また、米海兵隊においても、普天間飛行場、キャンプ・ハンセン、北部訓練場などにおいて、MV-22配備によって生じる騒音や環境への影響について事前に調査し、詳細な分析を行ってきたが、今般、その成果として、環境レビューがとりまとめられ、その提供を受けたところ、政府として、沖縄県や宜野湾市のみならず、その他の関係自治体に対しても、その内容を丁寧に説明してまいりたい。

○ 米海兵隊が実施した環境レビューにおける騒音や環境への影響は別添のとおりである。

別添：環境レビュー エグゼクティブサマリー

環境レビュー及び県等への回答の詳細については、沖縄防衛局ホームページに掲載しておりますので、そちらをご覧ください。 [ホームページアドレス：http://www.mod.go.jp/rdb/okinawa/](http://www.mod.go.jp/rdb/okinawa/)

MV-22 配備に係る接受国通報等及び政府の対応について

平成24年6月29日、政府はMV-22の配備に係る接受国通報を米国より受領致しました。

その概要は、普天間飛行場において、CH-46を同数のMV-22に更新すること、2012年10月初旬に1個飛行隊の移行が完了し、完全な運用能力を得ると見込まれていること、また、2013年夏に残りのCH-46飛行隊がMV-22飛行隊となることです。

※「接受国通報 (Host Nation Notification)」とは、米軍の国外駐留兵力構成の変更に当たって米側が自主的に接受国に対して行う事前通報のことをいいます。したがって、接受国通報は必ず行われるものではありませんが、在日米軍につきましては、主な兵力構成の変更に当たって行われています。

また、同日、米国防省は、接受国通報に関連したプレスリリースを発表し、その中で、①4月のMV-22の事故及び6月のCV-22の事故に関する初期的な結論に基づき、日本政府と緊密に調整しながら、MV-22の輸送を進めること、②他方、当該機の安全性に関して日本政府が有する懸念に鑑み、これらの事故の調査結果が日本政府に提供され、飛行運用の安全性が再確認されるまでの間、日本におけるいかなるMV-22の飛行運用も控えること（調査結果は8月に提供される見込み）等を表明しました。

12機のMV-22は、7月23日に岩国飛行場に陸揚げされ、現在、同飛行場に駐機しています。

MV-22の安全性に対する地元の懸念については政府として重く受け止めており、米側の事故調査結果等について日本政府としても客観的に分析評価するため、7月25日、防衛省内外の専門家による分析調査チームを防衛省に設置しました。更に、オスプレイの安全性に対する地元の懸念を払拭するために具体的に何ができるのか、外務省とも連携して、様々な検討を行っており、その一環として、7月26日、日米合同委員会を開催し議論を行ったところです。

防衛省としては、米側の調査結果等について分析評価を行った後、地元の皆様に速やかに丁寧に御説明させて頂き、また、日米合同委員会における議論等も通じて、引き続きMV-22の配備について御理解が得られるよう全力を尽くしてまいります。

MV-22 オスプレイに関するパンフレットについて

パンフレット「MV-22オスプレイ」は、地元の皆様の参考となるよう防衛省が作成したものです。

具体的には、MV-22に関する情報を「①基本的な性能」、「②運用・任務」、「③安全性」、「④騒音」、「⑤沖縄での運用」及び「⑥環境レビューの概要」の6項目に大別し、各々の内容につき1問1答形式をとりながら図表や写真を用いて説明しています。

防衛省としては、騒音や安全性について懸念されている地元の皆様に、丁寧に誠意を持ってご説明することが重要であると考えてきました。

このパンフレットが皆様のご理解を深めて頂く一助となれば幸甚です。

※配布用のパンフレットは、沖縄防衛局報道室、那覇防衛事務所、名護防衛事務所及び金武出張所に置いておりますので、ご自由にお越し下さい。



防衛省はこれまでに、「環境レビュー」及び「パンフレット」の内容について、沖縄県を始め関係自治体や議会等に対し説明を行ったところです。

防衛省としては、今後も地元の皆様に対し、引き続き説明を行うとともに、説明のご要望があれば積極的に対応してまいりたいと考えております。

お問い合わせ先：沖縄防衛局総務部報道室098-921-8181（内171～173）

第16・17回防衛セミナー開催

沖縄防衛局では、7月30日、嘉手納町中央公民館において、149名の方々に来場していただき、第16回防衛セミナーを、また、翌31日には、沖縄県立博物館・美術館3階講堂において、144名の方々に来場していただき、第17回防衛セミナーを開催しました。

今回の防衛セミナーは、先般の北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射への自衛隊の対応等について、国民の皆様の御理解の一助となるよう開催しました。

第1部では、防衛研究所地域研究部北東アジア研究室 阿久津博康主任研究官を講師として、「北朝鮮の戦略的動向：金正恩体制の安保政策を読む」をテーマに、金正日体制と金正恩体制の連続性と変化、金正恩体制の安保戦略、その課題と今後の展望についてお話しいただきました。

また、第2部では、防衛省運用企画局事態対処課 土本英樹課長を講師として、「北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射への自衛隊の対応について」をテーマに、弾道ミサイル等への対応の法的枠組みと運用構想、4月13日の北朝鮮「ミサイル」発射への対応の経緯等についてお話しいただきました。

聴講された方々からは、「勉強になった」、「今後の北朝鮮の動向が気になるので、また、セミナーを開催して欲しい」、「もっと具体的な事例も話して欲しかった」などの感想や意見をいただきました。

当日の講演内容については、沖縄防衛局ホームページに掲載予定です。



「講演する阿久津主任研究官」
(第17回セミナー)



「講演する土本課長」
(第16回セミナー)



「質疑応答を行う各講師」
(第16回セミナー)



「セミナー風景」
(第17回セミナー)

名護市立小中一貫校「緑風学園」開校記念式典



6月30日、沖縄県初の小中一貫教育校の緑風学園開校記念式典・祝賀会が挙行され、地域住民及び教育関係者を始め多数の関係者が参加し、同体育館で開催されました。

式典は、生徒による「かぎやで風」の踊りで幕開けし、開校までの経緯報告が行われ、稲嶺名護市長は、「沖縄で初めてつくられたこの特色ある学校で色々なことに挑戦する勇気と生きる力を身につけてほしい。」また、島袋校長は、「学年のみならず、学年を超えた幅広い交流活動を充実させること。」と挨拶しました。

式典に引き続き行われた祝賀会は、和やかな雰囲気の中、緑風学園の様子をスクリーンにて紹介し幕開け、地域及びPTAによる余興などが披露されました。

名護市は、平成20年度に小中一貫教育の研究と特別支援教育等の研究を行う本務教員の補充としての非常勤講師の件費及び小中一貫教育の円滑な実施のため設置する小中一貫校推進市民懇話会の運営費を「小中一貫教育校推進事業」として、在日米軍の再編による負担を受け入れていただいた市町村に対して交付する「再編交付金」を充当したものです。

なお、同市から在日米軍の再編に対する御理解がいただけないことから、平成22年度以降再編交付金を不交付としているところです。

●●● 施設計画課担当者の声 (宮城浩) ●●●

開校おめでとうございます。この事業は、小中一貫教育校推進事業（基金事業）として交付し、本年度は、日本人英語教師等の件費に充当して基金処分を行っています。沖縄県初の小中一貫校事業に携わったことで得られた貴重な体験や知識を今後の業務に役立てたいと思っています。

浦添市浦西地区学習等供用施設が完成

浦添市浦西地区に居住する住民の集会、学習、保育及び休養を目的として建設された「浦西地区学習等供用施設」の落成式典及び浦西自治会創立30周年記念式典・祝賀会が5月26日に挙行され、多くの地元住民を始めとする関係者が出席し、施設の完成を祝いました。

本施設の整備に当たり、当局は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第8条に基づき普天間飛行場を離発着する米軍航空機により生じる音響の障害の緩和に資するため、民生安定助成事業（防音助成）により、費用の一部を助成させていただきました。

式典において、儀間光男市長は「この度、局長をはじめとする沖縄防衛局の皆様方のご支援により、めでたく完成致しました学習等供用施設は地域社会の発展と地域住民の福祉向上はもとより、地域の皆様の学習活動、文化活動の場として、地域づくり、地域力向上に大きく寄与する施設であります。」と祝辞を述べられました。

当局といたしましては、本施設が有効に活用され活発な自治会活動が展開されることを願っており、今後とも防衛施設周辺にお住まいの皆様方の生活の安定及び福祉の向上に寄与するための各種施策の実施に取り組んで参ります。



施設の外観



テープカット



防音対策課 新里マルコです。本施設の建設にあたり微力ながらお手伝いさせていただきました。

本施設では、各部屋の機能的な配置や、バリアフリー対応などが図られており、落成式当日、地元区民の方々が輪になって喜ぶ姿が至る所で見られ、今後も本施設が有意義に活用され続けるものと確信できたことは、私にとっても大変嬉しく、職務に対する充実感を得ることができました。

県道104号線越え実弾射撃訓練の分散・実施への取組み

沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散・実施について、当該訓練に係る当局の取組みについて紹介します。

県道104号線越え実弾射撃訓練とは

在沖米海兵隊は、キャンプ・ハンセンにおいて、国道58号の恩納村字安富祖と東海岸線を通る国道329号沿いの金武町字金武をつなぐ長さ約8kmの県道104号線のうち、施設・区域内の区間(約3.5km)を封鎖して、同県道西側に所在する恩納岳を着弾地として同県道を挟んで4～5kmの射程距離での射撃訓練、いわゆる県道104号線越え実弾射撃訓練を実施していましたが、平成8年12月2日の日米特別行動委員会(SACO)の最終報告に基づき、沖縄県民の負担軽減のため、平成9年7月から本土5カ所の陸上自衛隊演習場で分散・実施しており、これまでに50回実施されています。

沖縄防衛局では、在沖米海兵隊がこの訓練を実施するにあたって必要な物資等の円滑な輸送のため、米軍や輸送業者と打合わせを重ね、輸送状況を確認するなどの業務を行っています。

今後とも、本土5カ所の演習場への訓練の分散実施を行い、沖縄県民の負担軽減に取り組んでいきたいと思っております。



本土5カ所の陸上自衛隊演習場で分散・実施



物資(車両)輸送の状況



物資(コンテナ)輸送の状況



訓練状況

金武出張所だより

金武出張所は、沖縄県北部地区に所在する防衛施設に係る業務を円滑・適切に処理するため、昭和56年4月に金武防衛出張所として新設され、その後、昭和62年5月処理体制の強化等を図るため金武防衛施設事務所に改編され、平成19年9月防衛省の組織改編により防衛施設庁が防衛省に統合され、さらに平成23年3月に名護市以北を管轄する名護防衛事務所が新設されたことに伴い、金武出張所となり、現在に至っております。

管轄区域は、キャンプ・ハンセン、金武ブルー・ビーチ及び金武レッド・ビーチを抱える、1町(金武町)、2村(恩納村・宜野座村)にまたがっております。

当出張所は、これらの施設の設置・運用から生じる赤土流出や山火事、事件・事故の対応ほか地元情報の収集や連絡調整等業務を行っています。その中からいくつかの業務を紹介しますと

- ・ 金武町の担当者より「地元住民の方から、金武ブルー・ビーチ訓練場の海岸付近でヘリによる隊員の宙づり訓練により砂埃が舞い上がり周辺の畑等に撒き散らしており、また、騒音がうるさい」との連絡を受け、本局を通じ米軍へ配慮するように申し入れを行った。

また、恩納村の住民からも「ヘリの騒音がうるさい」との苦情があったので、同様に米軍へ申し入れを行った。

- ・ 金武町担当者から「金武町内の海岸で米軍人がビーチパーティーの際に使用したゴミを民間のゴミ箱に捨ててある」との連絡を受け、本局を通じ米軍へ今後このようなことがないよう申し入れを行い、ゴミの回収を行った。

- ・ 宜野座村の担当者より「大雨の際に、キャンプ・ハンセン演習場から赤土が流出し、ダム湖面に流れている」との連絡を受け、現場調査を実施し、米軍へ状況説明を行い、米軍が同演習場へ種子吹き付けを行った。
- ・ 金武町担当者から「キャンプ・ハンセン内の県道沿いにゴミが不法投棄されている」との連絡を受け、当出張所・米側・金武町の3者で現場確認を行い、ゴミの回収について調整を行い、回収に努めた。
- ・ 本局から「キャンプ・ハンセン演習場地区において山火が発生している」との連絡を受け、現場付近に出向き、消火活動状況の確認を行い、本局との連絡調整を行った。

等がありました。

防衛施設・区域が安定的に使用できるのも、地域の皆様をはじめとした我が国の安全保障や防衛省に対するご理解・ご協力があればこそです。

これからも地域の皆様をはじめ、多くの方々により一層深い信頼関係を築いていくため、所員一同努力して参る所存であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。



キャンプ・ハンセン隊員達による地域のボランティア活動



キャンプハンセン
基地渉外官
嘉陽 貴幸

キャンプハンセンに所属する第7通信大隊は、特別養護老人ホーム 光が丘の職員の方々及び入居者の方々と15年以上に渡り、様々な交流活動を通し素晴らしい友好関係を育んできました。夏場は月に2回行う庭園整備を始め、秋にはお月見会でのカラオケや感謝祭でのターキーを楽しみ、クリスマスにはサンタクロースに扮した海兵隊員が施設の皆様に、ケーキや歌のプレゼントでパーティーを盛り上げます。第7通信大隊の海兵隊員及び水兵達にとり、民間地域での奉仕活動を行える場所があり、様々な年間行事を通し沖縄の文化や人々と触れ合い、また彼らの文化を地域の方々へ紹介することができるのは、非常に貴重で大きな喜びなのです。

日々様々な地域活動を積極的に行っているキャンプハンセンの部隊の中でも、光が丘の皆様と第7通信大隊との友好関係は本当に特別で、長い時間をかけて大事に培われたものです。

今後共この関係を維持、もしくはより良いものにすべく、これからも努力の日々です。



特別養護老人ホーム光が丘
事務長
島袋 幸雄

キャンプハンセン第7通信大隊の海兵隊員と海軍兵たちは、20年近くにわたり、私達特別養護老人ホーム 光が丘（沖縄県金武町）の為にボランティア活動を行っています。

その内容は敷地内の草刈や清掃などの環境整備だけでなく、光が丘の年中行事（地域まつり、クリスマス会）、沖縄の行事、もちつき等、入居者たちと楽しくパーティーやカラオケ等で一緒に歌ったり踊ったりして交流します。

又、毎年11月の第4木曜日にはアメリカ合衆国の感謝祭の日で七面鳥や多くのすばらしい料理を持参して訪問してくれます。

外の様子を窺う機会の少ないお年寄りにとって、キャンプハンセン第7通信大隊のボランティア活動は貴重なものとなっています。



AAFE Sにおける高齢従業員の週所定勤務時間制の引下げ問題

○ 概要

この問題は、AAFE Sが、高齢従業員の週所定勤務時間を30時間に引き下げることとしたため、全駐労は、定年退職するまで週40時間で働いてきた労働者が週30時間で採用されると給与が半減し生活が困窮するなどとして、また、AAFE Sの高齢従業員のみを対象とする差別的な人事措置であるとして、週所定勤務時間の引下げの撤回を強く求めているという問題です。

なお、米軍の説明によれば、現行特別協定において日本側が負担する上限労働者数が引き下げられた(23,055名→22,625名)ことに伴い、米軍負担が増加する労務費を米軍内部でAAFE Sに負担させることとしたことから、AAFE Sはこの経費負担に対応するため週所定勤務時間を30時間に引き下げることとしたとのことです。

○ 米軍との協議

当局は、本省とも連携を図りながら、労働者の意向に沿った措置を採るようAAFE Sと粘り強く交渉してきました。AAFE Sは、できる限り労働者への影響を少なくするため、また、人員整理を出さないようにするため軍人・軍属及びその家族に対するサービスを低下させるなど、様々な経営努力を行った結果として、高齢従業員の週所定勤務時間を10時間引き下げざるを得なくなったと説明していますが、その経営努力の詳細は米軍の内部事情であるとして開示しませんでした。

本省においても在日米軍司令部と累次協議してきました。その中で、同司令部に対し今年度の計画の撤回が不可能であれば週36時間にするなどとの解決案を提案したところ、同司令部から週所定勤務時間の引下げの実施時期を2年間遅らせるなどの対案が出されました。しかし、全駐労はAAFE S従業員だけが週40時間で勤務できないことは差別的な措置であり労働組合員に説明できないとして受け入れないと回答してきたことから、最終的に米軍と調整が付かず7月1日から週30時間での採用が開始されることとなりました。

このため全駐労沖縄地区本部は、7月13日、AAFE S職場のある在沖米軍施設(11施設)において、約1,350名規模(通告ベース)の24時間ストライキを執行し、さらに、キャンプ瑞慶覧司令部ゲート前では約700人規模の座込みも行われました。

○ 今後の対応

当局としては、労働者の安定的な雇用の維持は重要な課題であると認識しており、今後、AAFE Sと調整を行うなど必要な措置を検討してまいりたいと考えています。

なお、米軍は、在沖米軍施設に勤務する全従業員を対象に、ストライキ当日の年次休暇については、病休等所定の要件に合致する者を除き年次休暇を認めず無給にするとの方針を示したことから、全駐労が反発し撤回を要求しています。防衛省としては、ストライキに参加する以外の従業員が年次休暇を使用する場合に、これらの従業員に対して、米側が労働基準法第39条に規定されている時季変更権を適法に行使することなく、年次休暇の使用を認めないとするのは法に抵触する恐れがあると考えています。そのため、防衛本省から在日米軍司令部に対して注意喚起したところであり、当局からも各軍の人事部に対して防衛省の考えを通知するとともに、適切に措置するよう申し入れたところです。

参考:① AAFE S(陸軍及び空軍エクステンジサービス)とは、米国テキサス州ダラスに本部を置き、世界的規模で展開する売店、食堂等のサービス関係の独立採算制の機関であり、在日米軍の各地にも配置されている。

② 高齢従業員制度とは、公的年金の支給開始年齢の引上げに伴い、高齢者雇用と年金支給との連携を図るため、平成13年11月から駐留軍等労働者に高齢従業員制度が導入されました。本制度は、60歳の定年後、引き続き雇用を希望する従業員で、選定基準(気力・体力・知力)に合致すると米軍が認めた場合に、1年を超えない期間高齢従業員として雇用され、その後、雇用を更新していく制度です。

週所定勤務時間は、米軍の業務運営上の必要に応じて40時間又は40時間未満で定めることができ、定年退職したときと週所定勤務時間が同じ場合の高齢従業員の給与は、定年退職時の基本給のおおむね70パーセントと定められています。

一部新聞報道に対する申入れについて

- 沖縄タイムスは平成23年8月24日付け、紙面27頁「高江通行妨害証拠なし」の記事において「職員は住民代理人の反対尋問で、申請時に地裁に提出した証拠で、児童が撮影された写真があるのかとの問いに「証拠はない」と答え、現場にいた職員の報告を基に申請したと述べました。」と掲載しました。当該職員は「証拠はない」と答えたとの記述がありますが、当該職員はこのような発言をした事実はありません。

沖縄防衛局は、事実関係に誤りのある記事に対し、沖縄タイムス社へ口頭で申し入れを行うとともに、平成24年3月30日付け文書にて訂正記事の掲載の申し入れを行いました。

それに対し沖縄タイムス社は平成24年6月29日付け、紙面23頁で訂正記事を掲載しました。

(訂正記事全文引用)

2011年8月24日付27面の「高江通行妨害」の記事で、児童が撮影された写真がないことを問われた沖縄防衛局職員が「証拠はない」と答えたとしたのは、「と思う。はい」に訂正します。

- 平成24年6月21日付け東京新聞（朝刊24面）において「プロペラは巨大な刃物」との小見出しを伴いつつ「エンジンが停止しても、(中略)オートローテーション機能。この機能がオスプレイには付いていないため、(中略)一気に墜落してしまう。」「飛行機モードの際、故障などで胴体着陸をしなければならない場合、プロペラが地面に接触してはじけ飛ぶ」及び「乗員がけがをしないように、プロペラは外側に飛ぶよう設計してある。住宅街で胴体着陸をしたら、住民を巨大な刃物が襲う形となる」との記事を掲載しました。

それに対し沖縄防衛局は、平成24年6月28日付け文書にて、MV-22は、万が一2つのエンジンが停止した場合の緊急着陸の際には、その時の飛行状態に応じて固定翼モードに移行して滑空するか、垂直離着陸モードに切り替えてオートローテーションを行うことになり、また、固定翼モードにおいて着陸する際、ローターのブレードが地面に接触するものの、その衝撃によってブレードがはずれて飛散しないように、ブレードが折れ曲がり衝撃を吸収すよう設計されているところであり、事実と相違した報道である旨指摘し、同社に対し訂正等適切な措置をとるよう申し入れを行ったところです。

平成23年度沖縄防衛局優秀工事等顕彰式の実施

沖縄防衛局は、7月2日、優秀な工事成績をあげて完成した工事等の中から、特に目的物の出来形又は品質の優れているものであって、他の模範となるにふさわしいものを優秀工事として選定し、調達部長から顕彰状を授与しました。

顕彰制度は、優秀工事等を顕彰することにより、入札参加者の受注意欲を高め工事目的物の品質確保を図る等、施設取得の円滑な推進に資することを目的としています。

今年度は、①困難な状況下にも関わらず実施状況や成果物の内容に優れ、工期内に成果物を完成させたもの、②業務の遂行にあたって発注者や要求機関のニーズを適格に反映し優れた成果をあげたもの、③新技術を取り入れ業務目的物の品質の向上に寄与するなど先進的な姿勢が伺えるもの等を選定基準として、平成23年度に完成した工事等の中から総合的な観点で選定しています。

なお、顕彰実績は、総合評価方式等における企業の施工能力の評価項目において評価点を加点することとしています。受注者の皆様におかれましては、引き続き現場を指導するなど他の模範となるように努力されることに期待しております。

- 平成23年度優秀工事及び受賞者

工事件名：嘉手納（21）教育施設（649）宿舍新設建築工事

受注者：(有)福地組 代表取締役 福地 裕吉

工事件名：瑞慶覧（H21）病院地区給水タンク施設新設土木その他工事

受注者：(株)小波津組 代表取締役 小波津 英正



平成24年7月2日 調達部長と受賞者及び関係者

旧泡瀬ゴルフ場（キャンプ瑞慶覧の一部）の土地の引き渡しについて

平成22年7月末に返還された旧泡瀬ゴルフ場（約46.8ha）については、現在、土地所有者等を始め関係者により、土地区画整理事業の実施に向けた手続きが進められているところでありますが、沖縄防衛局としては土地を引き渡すに当たり、跡地利用に支障とならないよう、平成23年度までに、米軍が使用していた建物その他土地に定着する物件を撤去するとともに、汚染土壌の調査及びその処理を実施したところであります。

本年度においても、引き続き伐倒木等の廃棄物確認のための調査及びその処理を実施することとしています。

当局としては、関係する皆様方の跡地利用計画に支障を来すことがないよう、出来る限り早期に所定の作業を終了させ、土地所有者へ土地の引渡しを行ってまいります。

◆告示後住宅の防音工事について◆

おしらせ

嘉手納飛行場周辺の特に騒音の著しい85W以上の区域において実施している告示後住宅の防音工事については、昭和58年3月11日から平成14年1月17日までに建築された住宅を対象としてきましたが、平成24年度からは、平成20年3月10日までに建築された住宅についても対象となりましたのでお知らせします。

新たに対象となる住宅の住宅防音工事希望届の受付は、平成24年6月1日から開始しています。

住宅防音工事希望届については、沖縄防衛局のホームページに掲載しています。また、市町村役場等にも備え置いてありますので、所要事項を記入のうえ、沖縄防衛局へ提出して下さい。

ご不明な点がございましたら下記問い合わせ先までご連絡下さい。

◆希望届URL（沖縄防衛局ホームページ）◆

<http://www.mod.go.jp/rdb/okinawa/07oshirase/kikaku/kikakubu-info/230406kiboutodoke.pdf>

問い合わせ先：沖縄防衛局 企画部 住宅防音課 電話 098-921-8150

お知らせ

米軍基地での勤務を希望される方へ

駐留軍等労働者の事前募集受付中！

応募は24時間いつでも受付可能なインターネットがおすすめです！

HPアドレス：<http://www.lmo.go.jp> で検索できます。

- | | |
|-------------|--|
| 応募資格 | ・沖縄県在住の満18才以上の方 |
| 受付時間 | ・インターネットは毎日24時間受付中
・窓口応募：通年受付中
(土曜・日曜、祝日及び12月29日～翌年1月3日までを除く)
受付時間：午前9時～午後5時30分 |
| 応募方法 | ・インターネット又は窓口のいずれか1回の応募で有効
・窓口応募の場合は、指定の応募用紙での応募が必要です
・応募用紙は下記受付窓口にて配布しています |

受付窓口・お問い合わせ先



独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構 沖縄支部

管理課：嘉手納町字屋良1058番地1（道の駅「かでな」隣り）

TEL (098) 921-5532



ハイスイクン

「はいさい」に対する皆様のご意見・ご感想などがありましたらお聞かせください。

連絡先：沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9 沖縄防衛局総務部報道室

メールアドレス：houdou@okinawa.rdb.mod.go.jp